

報道関係各位

本日6月16日、産業構造審議会容器包装リサイクルWGで「中間取りまとめ」が出されました。まとめられた内容は、これまで100万人署名など拡大生産者責任を徹底した容リ法を目指して改正運動を進めてきた当団体にとって、到底納得できるものではないことを、ここに意見表明いたします。

審議会での最大の焦点は、自治体と事業者の**役割分担の見直し**です。この点について「中間取りまとめ」では、

- ・自治体が、公衆衛生・住民サービス等の観点から、使用済容器包装の分別収集・選別保管に対して果たすべき役割については**引き続き存在する**。
- ・事業者は、……資源の有効利用のために必要と考えられる分に関して、**一定の役割を果たすべきではないかと考えられる**。

としています。この内容は私たちが主張してきた「リサイクルの分別収集も選別保管も自治体から事業者に移すことによって、容器の設計段階から、排出削減、収集・分別・保管の容易さが進み、さらにコスト削減につながる」とは大きく乖離しています。

審議会の中で事業者団体は、「事業者の負担が増える」「商品選択は消費者にある」「現行法でよい」と拡大再生産者責任の徹底に対して強い反発をしています。私たちは、事業者に負担を押し付けているのではなく、「リサイクル費用を商品価格に含めて、納税者の負担から消費者の負担に移して、消費者のごみ減量意識向上につながる負担方法にして欲しい」と要望しているのです。また、事業者が懸念している「リサイクル費用の商品価格への転化」は法律で義務付ければ解決できます。

4月26日、全国自治体3団体も、「拡大生産者責任の原則に基づき、廃棄物の回収も事業者の責任とする」などの要望を国に提出しています（3団体＝全国市長会、全国町村会、（社）全国都市清掃会議）。市民と自治体の願いが、あまりにも軽く扱われ、市民と自治体の願いが事業者の「目先の利益」によってつぶされようとしています。産構審でまとめられた「中間とりまとめ」では環境負荷を下げることも、循環コストを下げることも期待できません。

「中間取りまとめ」の「基本的な考え方」には、「環境負荷の少ない社会を目指す」、「社会全体のコストが低減されるものであること」が明記されています。しかしながら、このままでは事業者の「目先の利益」に押し切られ、「基本的な考え」がお題目になってしまうと、強い危惧を抱いています。

2005年6月16日

容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク
事務局長 須田春海

連絡先 Tel : 03-3234-3844 Fax : 03-3263-9463

e-mail reuse@citizens-i.org <http://www.citizens-i.org/gomi0>